独立行政法人国立病院機構相模原病院
医療機器調達のお知らせ

平成３１年３月１２日

１　経理責任者
　　独立行政法人国立病院機構相模原病院　院長　金田　悟郎

２．調達内容
（１）調　達　物　品　　気管支ビデオスコープ　一式
（２）調達物品の特質等　詳細は仕様書及び入札説明書による。

３．参加資格
（１）契約細則第５条の規定に該当しない者であること。
【参考】
第５条　経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。
一　契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２号第１項各号に掲げる者
四　独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２７年規程第６３号）第２条各号に掲げる者

（２）契約細則第６条に該当しない者であること。
【参考】
第６条　経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。
　これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益得るための連合をした者
三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施にあたり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由なく契約を履行しなかった者
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

２　経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

３　第１項の期間その他必要事項は、別に定める。

（２）薬事法に基づく医療機器等の販売業の届出をしていることを証明できるものであること。

（３）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「 物品の販売（医療用機器類） 」のＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、下記のとおり。

・厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班　　電話　03-3595-2085

・厚生労働省ホームページ「調達関連情報」

（４）調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

（５）配布する仕様書の各項目の条件を満たしていることを証明した者であること。

４．入札書等の提出先等

（１）担当課・係

〒２５２－０３９２　神奈川県相模原市南区桜台１８－１

独立行政法人国立病院機構相模原病院　事務部　企画課　契約係

電話０４２－７４２－８３１１（内線４１１０）

（２）説明書等の交付期間及び場所

①　交付期間

平成３１年３月１２日(火)９時～平成３１年３月２７日（水)１７時

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除く。）

②　交付場所

「（１）」に同じ

（３）入札書提出期限及び場所

①　提出期限

平成３１年３月２７日（水）１７時

②　提出場所及び方法

「（１）に同じ」

（４）開札の日時及び場所

平成３１年３月２８日（木）１３時　　第一会議室

５．入札書の作成方法等

①　入札者は、調達物品の本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

②　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

６．交渉権者の決定方法

落札決定に提出された有効な入札書等のうち、予定価格の範囲内で最低の入札額を提示した方を契約交渉権者（複数の場合は入札額に従い交渉順位を付します。又、予定価格の範囲内で同価格の入札書が複数あった場合はくじ等により交渉順位を決定します。）とし契約価格について交渉いたします。

なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなります。

① 他の交渉権者の交渉を妨害した場合
② 交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合
③ 他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。）
④ 交渉を拒否した場合（「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。）
⑤ 整然・平穏たる交渉を破った場合
⑥ 通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合（その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）
⑦ 交渉中に辞退を申し出た場合
⑧ 当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明できない場合
⑨ 当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
⑩ 交渉開始日から起算した※６営業日目の１６時までに契約価額が決定しなかった場合

以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い漸次交渉日時を通知しますが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示します。

また、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。ただし、上記①～⑤に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意下さい。

７．その他

（１）契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
（２）入札説明会の日時及び場所　　実施しない
（３）入札保証金及び契約保証金　　免　除
（４）本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から１週間以内にお願いします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんので宜しくお願いいたします。また受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おきください。
（５）照会先　独立行政法人国立病院機構相模原病院　企画課契約係　内線４１１０
　　電話　０４２－７４２－８３１１

なお、照会内容はこのお知らせの調達に直接関係する事項のみとします。

また、照会期間は本日から入札書提出までの間（ただし、対応は平日の９時～１７時）とします。

その他詳細は入札説明書のとおりとします。